

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和6年1月30日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 品名	万代高等学校電子黒板機能搭載プロジェクト等
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり 契約方式は、総価での入札とします。
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
(4) 入札日時・場所	令和6年2月21日 午後2時00分 新潟市役所本館2階契約課入札室
(5) 履行期限・履行場所	令和6年3月29日まで 新潟市立万代高等学校
(6) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合には、入札を中止することがあります。
(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(11) 予定価格	公表しません。
(12) 最低制限価格	設けません。

(13) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無
(14) その他特記事項	

2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本社（店）、支店または営業所があり、かつ、当該本支店等が本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号） 2部
- (2) 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市役所本館2階
電話 025-226-2213
FAX 025-225-3500
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和6年2月14日
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和6年2月7日
- (3) 提出先 3（2）に同じ
- (4) 提出方法 ファクシミリのみとします。
- (5) 回答日 令和6年2月13日まで
- (6) 回答方法 個別にファクシミリにて回答するほか、入札控室に掲示及びホーム

ページへ掲載します。

- (7) その他 電話での受付は一切行いません。

質疑書には、正確な番号及び件名を記入してください。また、返信用ファクシミリ番号を必ず記入してください。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (7) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別紙様式

質 疑 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

(担当者)

(FAX番号)

1 番 号 新潟市公告第32号

2 品 名 万代高等学校電子黒板機能搭載プロジェクト等

質 疑 事 項

質 疑 事 項

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話番号)

(FAX番号)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品等一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和6年1月30日
番号	新潟市公告第32号
品名	万代高等学校電子黒板機能搭載プロジェクト等

万代高等学校
電子黒板機能搭載プロジェクタ等調達仕様書

令和6年1月
新潟市教育委員会学務課

目次

1. 業務の名称	1
2. 納入場所	1
3. 業務の目的	1
4. 納入期限	1
5. 業務の内容	1
5.1. 機器等の納入	1
5.2. 設定および配送作業業務	1
6. 調達機器等の仕様・台数	2
6.1. 電子黒板機能搭載プロジェクタ(16 : 6 型) (8 台)	2
6.2. 電子黒板機能搭載プロジェクタ(16:10 型) (18 台)	3
6.3. 電子黒板用コンピュータ (26 台)	4
6.4. 調達機器等仕様の補足	4
7. 設定作業について	4
7.1. 作業計画書の作成	4
7.2. 初期設定	5
7.3. ラベルの添付	6
7.4. 端末の設置	6
8. 不具合対応	7
9. 成果物等	7
9.1. 成果物	7
9.2. 納品形態および部数	7
10. 機密の保持事項.....	8
11.その他特記事項	8

1. 業務の名称

「万代高等学校電子黒板機能搭載プロジェクタ等調達」

2. 納入場所

新潟市立万代高等学校

3. 業務の目的

新潟市立万代高等学校の普通教室・特別教室で使用する電子黒板機能搭載プロジェクタやコンピュータなどを調達する。

4. 納入期限

令和6年3月29日(金)

5. 業務の内容

5.1. 機器等の納入

本仕様書「6. 調達機器等の仕様・台数」で示すハードウェアについて、本市が指定する場所に納入すること。

なお、納入する機器は、品目ごとに同一メーカー、同一型番の製品とする。

5.2. 設定および配送作業業務

ハードウェアの初期設定作業、ソフトウェア等のインストール作業および、学校への配送業務・設置業務も受託者が実施する。

6. 調達機器等の仕様・台数

6.1. 電子黒板機能搭載プロジェクタ(16:6型)(8台)

表1 プロジェクタ(16:6型)仕様

区分	諸元	備考
投影方式	3LCD方式またはDLP方式であること。	
明るさ	4000ルーメン以上であること。	
投影機能	アスペクト比16:6で投影できること。また、アスペクト比4:3の2画面を横に並べて投影できること。	
解像度	リアル解像度が1920×720以上であること。	
投影サイズ	投影面の幅が最大100インチ以上であること。かつ、最短0.6m以下の投影距離で表示できること。	
電子黒板機能	<ul style="list-style-type: none">・投影画面に電子ペン等を用いて文字等の書き込みができること。・投影画面上から、接続しているコンピュータを操作できること。	
ネットワークインターフェース	有線LAN	
	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T対応のLANポート(RJ-45)を1ポート以上有していること。	
映像・音声入力端子	HDMI入力端子×2ポート以上	
外部インターフェース	USBタイプA×1ポート以上	
	USBタイプB×1ポート以上	
スピーカー	内蔵型で10W以上であること。	
保証	保守パック等に参加し、5年間メーカー保証を受けられること。	
その他	タテヨコの歪み補正が可能なこと。	

6.2. 電子黒板機能搭載プロジェクタ(16:10型) (18台)

表2 プロジェクタ(16:10型)仕様

区分	諸元	備考
投影方式	3LCD方式またはDLP方式であること。	
明るさ	4000ルーメン以上であること。	
解像度	リアル解像度が1280×800以上であること。	
画面サイズ	最短0.50m以下の投影距離で80インチの画面表示が可能なこと。	
電子黒板機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投影画面に電子ペン等を用いて文字等の書き込みができること。 ・ 投影画面上から、接続しているコンピュータを操作できること。 	
ネットワーク インターフェース	有線LAN	
	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T対応のLANポート(RJ-45)を1ポート以上有していること。	
映像・音声 入力端子	HDMI出力ポート×1ポート以上	
外部インター フェース	USBタイプA×1ポート以上	
	USBタイプB×1ポート以上	
スピーカー	内蔵型で(16W)以上であること。	
その他	タテヨコの歪み補正が可能なこと。	

6.3. 電子黒板用コンピュータ（26台）

表3 コンピュータ仕様

区分	諸元	備考
ハードウェア		
筐体	ノート型 PC	
CPU（動作周波数/コア数/3次キャッシュ）	Intel Core i3-1215U プロセッサー（4.4GHz/6 コア/5MB）同等以上または、AMD Ryzen 3 7330U(4.3GHz/4 コア/8MB) 同等以上の性能であること。	
メモリ	8GB 以上	
内蔵ストレージ	256GB 以上 SSD	
ネットワークインターフェース	有線 LAN 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポート（RJ-45）を1ポート以上有していること。	
ディスプレイ	15.6型ワイド 1920×1080 液晶	
マウス	USB による有線接続が可能な光学式マウスを用意すること。	
キーボード	日本語配列 かな表記ありキーボード	
外部インターフェース	HDMI 出力ポート×1 ポート以上 USB タイプ A×2 ポート以上	
保証	1年間メーカー保証が受けられること。	
ソフトウェア		
OS	Microsoft Windows 11 Pro 64bit 版	Microsoft 社製

6.4. 調達機器等仕様の補足

- ・ 本体、その他すべての付属品は、中古品であってはならない。
- ・ 本体、その他すべての付属品は、本市が指定する場所に納入すること。

7. 設定作業について

7.1. 作業計画書の作成

受託者は、作業着手に先立ち、あらかじめ作業スケジュール、作業内容、実施方法、役割分担などを記載した作業計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

7.2. 初期設定

電子黒板用コンピュータ（以下、「端末」とする。）の初期設定作業について、イメージ作成・復元用ソフトウェアを用いた作業を原則とする。受託者は、イメージ作成・復元用ソフトウェアを選定し、本市に納品すること。

7.2.1. マスター機の作成

受託者は端末のマスター機の作成を表4のとおりに行い、本市の承諾を得ること。

表4 マスター機設定内容

区分	設定内容	備考
ライセンス認証	プロダクトキーを用いて、ライセンス認証を行うこと。	プロダクトキーは本市にて用意する。
ビジネス統合ソフトウェア (Office2021)	ビジネス総合ソフトのインストールを行うこと。	ライセンスは本市にて用意する。
電子黒板機能搭載プロジェクト用ソフトウェア	電子黒板機能が使用できるように、必要に応じて、プロジェクト付属ソフトのインストールを行うこと。	
その他ソフトウェア	「Adobe Acrobat Reader DC」のインストールを行うこと。	作業日時点で、最新バージョン。
ブラウザ設定	「Microsoft Edge」、「Google Chrome」のインストールを行うこと。	作業日時点で、最新バージョン
ネットワーク設定	本市の指定するサーバに接続できるようにショートカットを作成し、指定する場所に格納すること。	設定内容は、別途電子ファイルを提供する。

7.2.2. イメージ作成・復元用ソフトウェア

本業務により設定する端末は、令和6年3月から60ヶ月の使用を予定しているが、使用状況に応じて期間を延長する場合がある。このため、端末の使用予定期間中、利用可能であること。

7.2.3. イメージ復元用媒体等

イメージ復元用の媒体は受託者が用意し、業務終了後、本市に納品すること。なお、起動用媒体がイメージ復元用媒体と異なる場合は、起動用媒体を合わせて納品すること。

7.2.4. 操作手順書

受託者は、受託者が選定したイメージ作成・復元用ソフトウェアによる、イメージ作成およびイメージ復元手順書を、作業着手前までに作成し、作業内容・手順等を本市に説明すること。また、作業着手後に変更等が生じた場合は、速やかに修正を行うとともに、その内容を本市に説明すること。

7.2.5. 端末の設定

受託者は各端末にイメージ展開後、表5のとおり設定を行うこと。

表5 端末設定内容

区分	設定内容	備考
コンピュータ名	本市の指定する内容に従い、コンピュータ名を設定。	設定内容は、別途電子ファイルを提供する。
ネットワーク接続	指定のIPアドレス等の設定。	設定内容は、別途電子ファイルを提供する。
ライセンス認証	Windows11のライセンス認証。	ライセンスは本市にて用意する。
ビジネス統合ソフト (Office2021)	ビジネス総合ソフトのライセンス認証を行うこと。	ライセンスは本市にて用意する。設定方法については、別途指示をする。
ウイルス対策ソフト (ウイルスバスター)	本市の指定するウイルス対策ソフトのインストールおよび設定を行うこと。	ライセンスは本市にて用意する。設定方法については、別途指示をする。

7.3. ラベルの添付

本市が作成するラベルを納入する端末、電子黒板機能搭載プロジェクタ(以下、「プロジェクタ」とする。)に貼り付けること。また、「7.2.5.端末の設定」で設定したコンピュータ名を記載したラベルを端末1台あたり2枚作成し、端末本体に貼り付けること。ラベルの貼り付け箇所は、別途指示する。

7.4. 端末の設置

- ・3月中旬から下旬を目途に、本市及び学校と調整のうえ、決定すること。なお、端末の設置については、現行リース機器の撤去後に行う。
- ・別紙「プロジェクタ設置場所一覧」を参照し、各教室に設置すること。ネットワークは有線LANとする。なお、設置に必要なケーブルに関する費用は、本業務に含めることとする。

7.4.1. プロジェクタの設置

- ・3月中旬から下旬を目途に、本市及び学校と調整の上、決定すること。なお、端末の設置については、現行リース機器の撤去後に行う。
- ・別紙「プロジェクタ設置場所一覧」を参照し、プロジェクタを設置し、固定すること。その際に、投影面が影で隠れないように十分に配慮すること。なお、設置に必要な取付金具等に関する費用は、本業務に含めることとする。
- ・ホワイトボード（黒板）へ投射できるように調整すること。
- ・配線をモール等で保護すること。
- ・プロジェクタ付属の電源コードを利用できるように必要に応じてOAタップ等を用意すること。
- ・端末とプロジェクタを繋ぐ各種接続ケーブル(HDMIケーブル、USBケーブル)に関する費用は本業務に含めることとし、手元でケーブルの付け替えができるように調整すること。

7.4.2. プロジェクタの設定

- ・端末とプロジェクタを接続させ、端末から入力された映像をホワイトボード(黒板)へ投射できるように調整すること。

尚、その他初期設定に関する内容については本市と協議の上、決定する。

8. 不具合対応

受託者の作業を原因とする不具合が生じた場合は、誠意をもって速やかに対応すること。また、原因不明の不具合が生じた際は、その、原因が特定できるまでの間、調査に協力すること。ただし、受託者の行った作業が原因でないことが明らかな場合は、この限りでない。

9. 成果物等

9.1. 成果物

成果物は、納入する機器等の名称、型番、販売価格、提供価格等を記載した「納入機器等明細書」を作成し、契約締結後10日以内に納入すること。

他の成果物の作成が必要となった場合は、本市と受注者との協議し、あらかじめ成果物の名称および内容、納入期日等を決定のうえ、納品すること。

9.2. 納品形態および部数

書面および電子データでそれぞれ1部納品すること。また、成果物作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示したうえで納品すること。

10. 機密の保持事項

- (1) 受注者は、教育委員会の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- (2) 受注者および業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、または他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負う。
- (3) 本業務で新たに作成された成果物の著作権は、本市に帰属する。

11. その他特記事項

(1) 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令および本市の条例、規則、要綱等を十分理解すること。

なお、本システムに関連する規則類は、本市のホームページ (<https://www.city.niigata.lg.jp>) の例規集および要綱集に掲載のとおりである。

(2) 機密性の厳守

(3) 疑義の解釈

本業務について疑義を生じた場合は、速やかに本市と受注者とで協議を行うこと。

(4) 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に受注者の業務内容について、本市は「表 6 業務評価基準」により評価し、記録を保存するものとする。

なお、受注者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

表 6 業務評価基準

評価	評価基準
1	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
2	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
3	仕様書の他に口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
4	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。
5	仕様を達成できなかった。(契約解除など)

別紙 プロジェクタ設置場所一覧

新潟市立万代高等学校：新潟県新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号

○がついてある場所に設置を行うこと。

対象教室		電子黒板機能搭載プロジェクタ (16:6型)	電子黒板機能搭載プロジェクタ (4:3型)	電子黒板用コンピュータ
8	3階	3の1		○
9		3の2		○
10		3の3		○
11		3の4		○
12		3の5		○
13		3の6		○
14		演習室1		○
15		演習室2		○
16		演習室3		○
17		演習室4		○
18		多目的教室		○
20		LL教室		○
21	4階	2の1		○
22		2の2		○
23		2の3		○
24		2の4		○
25		2の5		○
26		2の6		○
31	5階	1の1	○	
32		1の2	○	
33		1の3	○	
34		1の4	○	
35		1の5	○	
36		1の6	○	
37		演習室5	○	
38		演習室6	○	